

研究計画書

所属名 看護部 10B 病棟 土田 真樹子 提出：平成 29 年 8 月 28 日

1 研究テーマ	平成 29 年度 都立病院プロジェクト研究 「臨床の現場で働く看護師に対する看護研究に関する実態調査」
2 研究の実施体制 研究者名	<p>研究代表者</p> <p>○東京都立小児総合医療センター 臨床研究支援センター 友常 雅子 住所 東京都府中市武蔵台 2-8-29 電話番号 042-300-5111 (PHS 5402)</p> <p>共同研究者</p> <p>東京都立広尾病院 看護部 葛西 妙子 東京都立大塚病院 看護部 沼田 貴子 東京都立駒込病院 看護部 田中 陽子 東京都立墨東病院 看護部 土田 真樹子 東京都立多摩総合医療センター 看護部 多田 啓恵 東京都立神経病院 看護科 小野原 孝 東京都立松沢病院 看護部 渡邊 飛鳥 東京都立小児総合医療センター 看護部 吉野 広美 東京都立小児総合医療センター 臨床研究支援センター 中本 貴之 東京都立小児総合医療センター 臨床研究支援センター 金子 徹治 東京都立小児総合医療センター 看護部 太田 日出 東京都立小児総合医療センター 臨床研究支援センター 三浦 大</p>
キーワード	看護研究指導 看護研究実態
3 研究の背景 目的及び意義	<p>看護研究における倫理指針では、「日頃から看護の専門的知識・記述の開発のために研鑽し、看護の発展に寄与することが求められる。実践科学である看護の研究では、ケアの受け手を対象として研究を行うことが必要となる。また、その研究成果こそが、看護の質の向上に寄与すると言っても過言ではない」とある。そのため、臨床の場においても看護研究を実施していくことは看護の質向上に非常に重要である。</p> <p>小児総合医療センターの看護研究の実施について平成 26 年度は 26 件、平成 27 年度は 33 件、平成 28 年度は現在 21 件である。そのうち約半数は研修による研究であり、自発的に研究を実施している職員数は 2.4～4.0%である（対象者は職員定数から基礎コースと幹部職員数を除外したもの）。質の高い研究を実施していくことは臨床の看護師の役割でもあり、専門病院として内外に発信していくためにも件数の増加は必須であると考えます。</p> <p>臨床の現場は毎日の看護処置に追われる以外に、様々な研修会や委員会活動、提出物など看護研究を実施している時間はないとの声も聞かれる。先行研究においても「臨床における看護師の研究への取り組みについては「やら</p>

	<p>され感」が強い、自主的な取り組みが少ない、支援体制についても不満がある」(正岡, 2006)との報告がある。一方でそのような状況においても取り組んでいる職員はいる。先行研究において臨床の現場で働いている看護職員を対象に看護研究の困難さは何かをアンケート調査したものが、その中では「研究する時間が無い、研究データの分析方法がわからない、研究疑問を文章化することができない」(松本, 2012)などの結果が得られている。この先行研究は単施設の職員を対象とした市中病院の結果であり、専門性の高い都立病院の職員においても同様の結果となるのか、先行研究の比較と共に都立病院の看護職員の看護研究実施や指導の実態や看護研究に対する思いを明らかにする。それにより、今後の看護研究の指導や支援について検討する。</p> <p>看護師は臨床現場においても、文献検索等を行って看護技術を検討し、得られた知見を臨床場面で活用することも少なくない。日々業務に追われていることから、その先の看護研究に発展させることを断念している。看護研究と言って改まると敷居が高くなる傾向があることは先行研究からも明らかになっているが、臨床と研究の両立を積極的に支援することで、看護研究の発展とともに臨床の質の向上が期待でき、また、個人としても看護技術の研鑽、知的好奇心の充足が期待される。臨床の傍らに研究があることを意識し、看護実践と研究を両立できる看護師の発展と育成に資するため、本研究の実態調査を行う。これらの結果から看護実践と研究を両立するための方策を検討し、講習会による啓発、リサーチカンファレンスによる研究計画の立案などを実施へ繋げる。</p>
<p>4 研究の方法及び期間</p>	<p>1) 期間：平成 29 年 8 月～平成 30 年 3 月</p> <p>2) 方法：アンケート調査</p> <p>倫理委員会承認後、各施設の看護部科長に申し入れを行い、同意の得られた施設へ調査の主旨と内容に関する説明文書を配布し、各職員に配付していただく。賛同した職員は WEB (Questant®) 上で回答を行う。</p> <p>アンケート配付・回収時期：配付 2017 年 9 月、回収 2017 年 11 月</p>
<p>5 研究対象者の選定方法</p>	<p>倫理委員会承認後、各都立病院 8 施設(広尾、墨東、駒込、大塚、多摩、小児、神経、松沢)の看護部科長に申し入れを行い、同意の得られた施設へ調査の主旨と内容に関する説明文書を配布し、各職員に配付していただく。配布対象者は全ての看護職員(助産師含む。幹部職員も含む。常勤、非常勤、臨時職員は問わない)でそのうちアンケートに回答することに賛同の得られたものを対象とする。</p>
<p>6 目標症例数とその設定根拠および統計解析方法</p>	<p>都立病院全看護師約 5000 人を対象とし、そのうち回答率を 30%と仮定し、1500 人と推定する。</p> <p>回収したアンケート調査の各項目について単純集計のほか、看護業務と研究の両立の有無について、年齢や役職、専門資格等による違いを、統計ソフト SPSS を用いて単純及びクロス集計する。記述式回答については text</p>

	analysis for surveys (IBM) を用いてテキスト分析を行い、質的記述的分析を行い、単純集計で出た質問結果との関連性を評価する。
7 評価の項目 (エンドポイント)	(1) 各施設の看護師長に対する質問紙調査 施設及び部署の看護研究の現状と看護研究指導の現状、看護研究指導における困難感 (2) 各看護職員に対するアンケート調査 職員の研究実施状況、経験年数、職位、専門資格等による実施状況の違い、研究による臨床効果の有無、研究経験者の研究に対する考え方
8 研究の科学的合理的根拠	本研究を実施することで、看護職員の臨床研究と臨床看護実践の両立が促進される。長期的・継続的な看護研究能力の向上が期待できる。臨床看護研究の教育体制の構築のための基礎資料となる。臨床の傍らに研究があることを意識し、看護実践と研究を両立できる看護師が増加することで、看護の発展に貢献する。
9 同意取得方法 (包括的同意の場合はその旨を含む)	倫理委員会承認後、各施設の看護部科長に申し入れを行い、同意の得られた施設へ調査の主旨と内容に関する説明文書を配布し、各職員に配付していただく。回答は職員の自由意思のもとで行い、回答しないという拒否の機会を設ける。当該 WEB サイトを閲覧しない自由、閲覧して回答の拒否を意思表示できる選択肢も設ける。拒否の機会を明記し、ホームページで広く公開する。
10 個人情報の取り扱い(匿名化の場合はその方法を含む)	プライバシーの保護として、研究のデータ及び結果は、研究の目的以外に用いる事はない。研究のデータ(録音したものや逐語録、アンケート用紙など)は鍵のかかる場所で保管し、研究責任者が分析し、研究終了後5年または研究公表後3年のいずれか遅い日まで保管する。その後は可能な限り保管ののち、紙類はシュレッダーにて裁断処理を行い、CDは破壊、ICレコーダーは消去、パソコンはデータ削除等適切に廃棄する。 個人情報保護のため情報は鍵のかかるデスクに保管し、本研究関係者以外は見ることができないように厳重に保管を行う。研究結果を論文やその他の方法で公表する際、匿名性を守る。本研究は無記名によるアンケート調査であるが、所属や指導実態を回答いただくことで個人が特定できる可能性があるため、十分に配慮を行い、個人が特定できないような結果開示を行う
11 研究対象者に生じる利益(期待される効果など)と不利益(副作用など)について及び当該不利益等を最小化する対策	研究に参加・協力することにより期待される利益は個人としてはない。社会的には今後の看護研究の質向上につながることを期待される。 また、研究に参加・協力することにより起こりうる危険並びに不快な状態はないと考えるが、質問紙に回答することによって、個人の時間を使用するなどの自己犠牲を生じる可能性があり、その場合はアンケートを中止し、協力を取りやめていただく。
12 試料・情報(研究に用いられる情	研究のデータ(録音したものや逐語録、アンケート用紙など)は鍵のかかる場所で保管し、研究責任者が分析し、研究終了後5年または研究公表後3

<p>報に係る資料を含む)の保管及び廃棄の方法(保管場所、保管期間等)</p>	<p>年のいずれか遅い日まで保管する。その後は可能な限り保管ののち、紙類はシュレッダーにて裁断処理を行い、CDは破壊、ICレコーダーは消去、パソコンはデータ削除等適切に廃棄する。</p>
<p>13 院長への報告内容及び方法</p>	<p>患者を対象とした治療等に関する研究ではないため、患者に有害事象が発生することはなく、アンケートに回答する職員も自身の判断で回答の可否を決めるため有害事象の発生は無いと考えるが、院長へ進捗報告を年度末及び研究終了時に実施する。</p>
<p>14 研究の資金源等、研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益等、研究者等の研究に係る利益相反に関する状況</p>	<p>研究の費用・財源：都立病院 プロジェクト研究</p> <p>本研究を実施するにあたり、関連する企業や団体と研究の信頼性を損ねるような利害関係はない。</p>
<p>15 研究に関する研究成果の公表方法</p>	<p>研究結果は学会や論文等で公表する。この研究に関して、研究計画や関連する資料の閲覧は研究全体に支障となる事項以外は知らせることができるため、対応する。研究全体の成果については、希望に応じて提供する。</p>
<p>16 研究対象者及びその関係者からの相談等への対応</p>	<p>研究に対する相談窓口は研究代表者また各施設の共同研究者とし、ホームページにて公開する。</p>
<p>17 研究の変更、中止・中断・終了の際の手続き及び対応</p>	<p>研究の変更、中止・中断・終了等の事態が発生した際は研究代表者から各施設共同研究者を通して各施設に速やかに報告し、対応を図る。</p> <p>文献リスト：</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社団法人日本看護協会(2007) 看護研究における倫理指針 (2) 松本志保子, 大石和子, 樽林ますみ (2012) .看護職員への看護研究支援方法の検討 -看護師と看護管理者の看護研究困難さと必要な支援についての比較- .第42回日本看護学会論文集 看護管理.545-548 (3) 正岡洋子(2006) .スタッフが行ってほしい支援体制のあり方と看護研究委員会活動の取り組み.月刊ナースマネージャー.8(12).33-34 (4) A 大学病院看護部における看護研究の動向と支援に向けた今後の課題 (5) 加藤亜紀江(2011) .院内看護研究における支援体制方法の検討.仙台市立病院医学雑誌.31.87-92 (6) 坂下玲子(2011) .看護研究とそうでないもの.看護研究 44(1)94-99